

令和2年度 南島原市職員採用試験

📍人事課 ☎73-6623 〒859-2211 西有家町里坊96番地2

【募集要領】

- 受付期間…5月8日(金)～6月12日(金)
- 試験日…7月12日(日)

📄試験案内・申込書は、人事課および各支所で交付します。
申込書を郵便請求する場合は、「職員採用試験申込書請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角形2号)を必ず同封して人事課へ請求してください。



創り出す！南島原の未来！
あなたにしかできないコトがある。

【試験職種・採用予定数および受験資格】

- 保健師(大卒程度)…若干名
平成2年4月2日以降に生まれた人で、保健師の資格を有する人
- 社会福祉士(大卒程度)…若干名
平成2年4月2日以降に生まれた人で、社会福祉士の資格を有する人
- 建築士(大卒程度)…若干名
昭和60年4月2日以降に生まれた人で、1級建築士の免許を有する人
- 土木(大卒程度)…若干名
平成2年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法に基づく大学の土木の専門課程を修了し卒業した人または令和3年3月までに卒業見込みの人
- 土木(社会人経験者)…若干名
昭和60年4月2日以降に生まれた人で、民間企業などにおいて建設コンサルタント業務などの職務経験を5年以上有する人

※事務職などの採用試験は、9月に実施予定です。

「市内業者」入札参加資格申請の随時受付

📍管財契約課 ☎73-6626



市が発注する工事や物品などの競争入札、随意契約への参加を希望する市内事業者(本社)で、令和2年度入札参加資格申請書を提出されていない人は、申請してください。

- 受け付ける業種(全業種)
 - ・建設工事
 - ・建設コンサルタント等業務
 - ・物品調達、その他業務
- 受付期間…5月1日(金)～12月28日(月)(期限必着)
※土・日・祝日を除く
- 入札参加資格の有効期間
 - ・「建設工事」、「建設コンサルタント等業務」
参加資格決定日～令和3年3月31日まで
 - ・「物品調達」、「その他業務」
参加資格決定日～令和4年3月31日まで
- 申請先
管財契約課 ☎73-6626
〒859-2211 西有家町里坊96番地2

- 申請方法
過去に電子申請している人は③以降の手続きになりません。今回初めて電子申請を行う場合は①からの手続きが必要です。
 - ①申請者から本市へ電子申請を行うための利用申請
 - ②本市から申請者へ電子申請のための業者番号を送信
 - ③電子申請システムで必要事項を入力
 - ④システムから打ち出し印刷し、申請ボタンを押す
 - ⑤チェックリスト、申請書および添付書類を「A4紙ファイル」にのせ、管財契約課へ提出

※原則、電子申請と「A4紙ファイル」の提出が必要です。
※電子申請が困難な場合は、事前に管財契約課までご相談ください。
※詳しくは市ホームページおよび管財契約課窓口でご案内します。

住宅・店舗・旅館等リフォーム資金補助金申請について

📍商工振興課 ☎73-6633

市民の住生活環境の向上と、市内工事施工業者への発注による地域経済の活性化を図るため、リフォーム工事を行う人に対して助成を行っています。次に該当する工事は、補助の対象となりますので、まずはご相談ください。

【補助対象】

- 対象者
市民および市内に本社がある法人で市税の滞納がないこと
- 対象物件
固定資産台帳にある住宅・店舗・旅館などであること
- 対象工事
個人法人問わず市内の施工業者(支店や営業所などは除く)へ発注する工事で、工事額が30万円(税込)以上、年度内(令和3年3月まで)に完成する工事であること
※対象の住宅、店舗または旅館などで、以前にリフォーム資金補助金の交付を受けたことがないこと

【補助率および上限額】

- 住宅…工事費の10%(上限20万円)
- 店舗…工事費の20%(上限100万円)
- 旅館など…工事費の30%(上限200万円)

【補助対象とならない工事の例】

- ・申請前に着手した工事
- ・各種機器の新設、取替え工事およびそれに伴う配管工事のみの工事など
- ・倉庫、車庫、作業場、工場など住宅・店舗・旅館などでない物件の工事
- ・施工業者の代表者と申請者が同一世帯の場合

こども福祉医療の認定申請はお済みですか

📍こども未来課 ☎73-6652

子育て世帯の経済的負担の軽減と福祉の向上を図るため、市独自の取り組みとして、小中学生および高校生世代を対象に、子どもの医療費を助成します。
対象世帯には、個別に認定申請のご案内の通知を送っています。
まだ認定申請がお済みではない人は、手続きをお願いします。



- 対象世帯
小学1年生がいる世帯または高校1年生世代(平成16年4月2日生から平成17年4月1日生の児童)がいる世帯
- 申請について
・7月末までに認定申請をした場合は、4月1日にさかのぼり認定します(小学1年生および高校1年生世代に限る)。
・8月以降に認定申請をした場合は、申請日からの助成となります。認定申請をしていない場合は助成を受けることができません。

- 申請場所…各支所、こども未来課
- 助成金額…1医療機関ごと、1日につき800円(月上限1,600円)を差し引いた金額が助成されます。
※院外処方薬局での負担金は全額助成されます。
- 支給方法
保険医療機関などで一部負担金をいったん支払い、後日、市へ「福祉医療費支給申請書」にて申請をしていただく、指定口座へ振り込みます(償還払い方式)。申請には、領収書などが必要です。